

コロナ禍における法科大学院及び 法学部での授業等の実践と課題

内 田 義 厚

- 第1 はじめに
 - 第2 法科大学院及び法学部における担当科目等
 - 第3 オンデマンド方式による授業（春学期）
 - 第4 ブレンディッド授業（春学期・秋学期）
 - 第5 法学部でのハイブリッド授業の実践
 - 第6 ブレンディッド授業の基礎にあるもの——反転授業の考え方——
 - 第7 将来展開——未修者教育における活用等——
 - 第8 おわりに
-
-

第1 はじめに

2020年初頭から始まった新型コロナウイルス（Covid-19）の感染拡大（以下「コロナ禍」という。）は、本稿執筆時点（2021年2月）においても止まるところを知らない深刻な状況にあり、世界規模で社会・経済等に深刻な影響をもたらしているが、大学教育の場においても例外ではなく、早稲田大学においては、学生及び教職員等の感染防止の観点から、2020年4月以降の春学期（前期）授業を全面的にオンラインで実施することとなった。このような授業の全面オンライン化は、コロナ禍が日々急速に進行する中で、各教職員とも、綿密な事前準備が何らできないままスタートした

という点の特徴であり、その中では、オンライン授業の基礎的ノウハウの習得、オンライン授業実施に当たっての具体的方法の選択、講義教材の準備、講義進行方法の確定などを短期間で実行しなければならないという、極めて困難な作業を強いられることとなり、実際の授業運営にあたっては、様々な困難があったといえる。また、同年9月以降の秋学期（後期）においても、一部において対面方式の授業が再開されたとはいえ、大半はオンライン授業となったことから、引き続き、かかる方針に沿った形での教材の準備および授業実施方法の工夫が求められることとなった。本稿では、筆者が勤務する早稲田大学大学院法務研究科（以下「法科大学院」という。）及び同大学法学部（以下「法学部」という。）において、コロナ禍の中、筆者がどのような授業実践を行ってきたかについて具体的に紹介するとともに、そこで生じた問題点への対処、成果及び課題などについて整理し、最後に将来的な検討課題とでもいうべきものを示していくこととしたい。検討の順序としては、筆者が法科大学院及び法学部で担当している講義についてその概略を紹介し、その上で、春学期に実施したオンライン授業の内容を、その準備過程とともに紹介する。そして、その成果ないし課題について明らかにしたうえで、秋学期に実施したオンライン授業の内容を紹介し、最後に、1年を通しての成果と今後の課題についてまとめることとする。特に、秋学期については、一部科目で実施したいわゆる反転授業の内容についてある程度詳しく紹介することとしたい。なお、本稿で意見にわたる部分は、筆者の所属する早稲田大学法科大学院及び法学部の意見を代表するものでももちろんなく、あくまで法学教育（主として民事手続法教育及び民事訴訟実務教育）に携わる一大学教員としての意見ないし感想に止まるものであることをあらかじめお断りしておく。

第2 法科大学院及び法学部における担当科目等

1 法科大学院⁽¹⁾

(1) 民事訴訟法総合Ⅰ（春学期，2年生）

民事訴訟法における主要な制度及び基本的判例について，事例を通じて理解を深め，秋学期以降の本格的な事例演習の準備を行うものである。

(2) 民事訴訟法総合Ⅱ（秋学期，2年生）

具体的なケースを扱った教材を通じて，民事訴訟法の様々な問題点について，事例から問題点を発見し，それについての判例・学説等の理解を基礎に，法律実務家に必要とされる事例解決能力を涵養するものである。

(3) 民事訴訟法総合Ⅲ（春学期，3年生）

(2)の民事訴訟法総合Ⅱに引き続き，具体的なケースを扱った教材を通じて，民事訴訟法の様々な問題点について，事例から問題点を発見し，それについての判例・学説等の理解を基礎に，法律実務家に必要とされる事例解決能力を涵養するものである。

(4) 民事訴訟実務の基礎（春学期，2年生）

要件事実と訴訟手続の基礎的事項を学修するものである。

(5) 民事実務演習（春学期，3年生）

(4)の履修を前提に，実際の事件に近い事件記録などを用いて，訴訟手続の実際や，事実認定の基礎について学修するものである。

(1) 他にも，法科大学院において，「法曹倫理」のうちの裁判官倫理の1回分，民事執行・保全法，要件事実特別演習といった科目も担当していたが，これらについては特筆すべき点はないので，本稿では割愛する。また，他大学の非常勤講師として春学期にオンライン授業（リアルタイム配信）を実施したが，これについても特筆すべき点はないので，本稿では割愛する。

2 法学部

(1) 主専攻法学演習（春学期・秋学期通年）

学部生（2年生～4年生）を対象に実施する民事訴訟法に関するゼミナールである。

(2) 法曹演習（秋学期・1年生）

法曹を目指す学部1年生を対象に、法的思考・法的文書作成の基本や、判例の読み方などを教えるものである。

3 本稿における授業方式に関する用語について

本稿では、オンラインを用いた授業のうち、あらかじめ収録した動画を大学の教育システム内にアップロードし、これを受講生が視聴するという方式のものを「オンデマンド（方式による）授業」と称する。そして、あらかじめ収録した動画を予習用として同じく大学の教育システム内にアップロードし、受講生はこれを視聴したうえ、一定の日時および時間帯にオンラインを用いて行われる授業（これを「リアルタイム授業」という。）に参加して受講するという形式のものを「ブレンディッド授業」と称する。また、対面授業とオンライン授業（リアルタイム授業）を同時進行させる方式を「ハイブリッド授業」と称することにする。

第3 オンデマンド方式による授業（春学期）

ここでは、まずオンデマンド授業についてその概要を説明し、その後で、オンデマンド方式を採用した理由、留意点等についてまとめ、その上で、春学期の試験結果や授業アンケート結果の分析から、そのメリットおよびデメリットないし課題について明らかにする。

1 オンデマンド授業の概要

2020年3月に、春学期の授業の全面オンライン化が決定したことから、

まずはオンライン授業の方式としてどのような方法を採用するかを決めることになった⁽²⁾。これについて、民事訴訟法総合等の民事訴訟法に関する科目においては、双方向の授業形態を確保するという見地等から、リアルタイム配信方式を基本とする旨の方針が出されてはいたが、筆者は、後述するいくつかの理由から、法科大学院の春学期の担当科目全部（民事訴訟法総合Ⅰ・Ⅲ、民事訴訟実務の基礎、民事実務演習）についてはいわゆるオンデマンド方式（授業全体を事前に収録し、この映像を Moodle にアップして授業時間内に視聴してもらう方式）を採用し、法学部の主専攻法学演習については、リアルタイム配信方式（Zoom を用いてのゼミ）を採用することとした（このうち、民事実務演習については、後にハイブリッド授業（厳密にはブレンディッド授業も一部採用）に変更するが、これは後述する）。そして、オンデマンド授業の収録については、同年3月時点では、大学の研究室あるいは法科大学院の空教室を利用して実施することを考えていたところ、4月に緊急事態宣言が発令され、大学構内への立ち入りが基本的に禁じられたことから、他の手段による収録を考えざるを得なくなった。そこで、インターネットで検索したところ、自宅からほど近いところに、民間の専門業者が運営する貸会議室があることが分かり、ここを借用して収録を実施することとした。具体的には、4月下旬から6月初旬まで、週2～3日、1日あたり4時間ないし5時間程度の頻度・時間で上記会議室を借用し、そこに備え付けのホワイトボード等を利用した形で、教室での授業とほぼ同様の形式で収録を行った⁽³⁾。収録は、筆者が普段から使用していた

(2) 早稲田大学の場合、2020年4月から、新たな教育システム（Waseda Moodle。以下「Moodle」という。）の本格稼働することになっていた。したがって、コロナ禍にかかわらず、教員も学生も、この新システムに習熟する必要があったが、コロナ禍によって、これまでこの種のシステムを利用してこなかった授業においても使うことを余儀なくされるという状況となった。この点は、法科大学院も法学部も基本的には同様であったが、法科大学院は、(株)TKCの提供する教育研究支援システム（以下「TKC」と称する。）も稼働しており、この点がある意味では救いになったともいえる。

(3) 法科大学院においては、正式の授業開始は5月11日からとなっていたため、

ノートパソコンにカメラ機能と録画機能が内蔵されていたことから、これを会議室内に据え付けて収録し、帰宅後に編集して手持ちのUSBに複写・整理して格納する、という作業を行っていた。そして、授業実施日にこれを Moodle に順次アップしていった。

2 オンデマンド収録について

(1) 採用の理由

法科大学院においては、いわゆる双方向での授業が推奨されており、筆者も通常の対面授業では、不十分ながらもある程度それを実践していた。その意味で、本来であればリアルタイム授業の方が望ましいともいえるのであるが、今回、リアルタイム授業ではなくオンデマンド授業としたのはいくつかの理由があった。

第1に、自宅の通信環境に問題があったという点である。緊急事態宣言が発令された後、4月に法学部の主専攻法学演習の受講生（ゼミ員）と何度か Zoom を用いて試行的にゼミを行った際、ゼミ員の学生から、ゼミ中に筆者の音声聞き取れなくなることがたびたびあるという指摘を受け、その原因は自宅の通信環境にあるのではという指摘を受けた⁽⁴⁾。自宅の筆者のパソコンは Wi-Fi を利用しておらず、プロバイダを通じてのもので

4月下旬から収録を開始する形でも十分に間に合った。また、この会議室は wi-fi も完備していたため、資料や文献を検索することや、講義収録の合間にメール等のやり取りをすることもでき、大変便利であった。また、衛生面についても問題がないことが事前に確認できたため、緊急事態宣言下ではここを専ら利用していた。もっとも、換気のために窓を開けたときに外部の生活音等がどうしても入ってしまい、その点で受講生には聞きづらくなる箇所が出てしまった。

(4) 後に判明したことであるが、筆者の自宅マンションでは在宅勤務者の急増でインターネットの回線利用が急激に増加し、そのため各室で通信障害等のトラブルが頻発していたようである（特に、授業が行われる午後の時間帯に頻発していたように記憶している。）。なお、非常勤のリアルタイム配信授業では通信障害は起きなかったが、これは授業時限が朝の第1限ということもあったのではないかと推測している。

はあったが、そのような指摘を受けたことや、この時期に授業以外でパソコンを利用している際も、度々通信状況がおかしくなるということがあったことから、5月以降に自宅でリアルタイム授業を実施した場合の受講生への悪影響を考慮し、オンデマンド授業の方向を考えるようになった。なお、主専攻法学演習でリアルタイム授業を採用したのは、受講生が比較的少人数（10名）で、仮に通信障害が起きてもリカバリーが比較的容易な科目であったこと、ゼミという授業の性質上、オンデマンド授業には全く向かないということがあったため、受講生の了解を得て、リアルタイム授業（Zoom利用）とした⁽⁵⁾。

第2は、筆者の対面での授業形態と関連する。筆者は、通常の対面授業では、様々な事項についてホワイトボードに図表を書きながら説明する方式を採っており、板書量がかなり多いものになっていた。そのため、これをオンデマンド授業に切り替えると、そのやり方によっては従来板書していたものをすべてPowerPoint等に変換しなければならず、その労力はかなりのものになると予想されたため、オンデマンド方式にするとしても、PowerPointを用いず、通常の授業と同様の方式で行うことを目指したものである。

第3は、第2とも関連するが、受講生からみた場合に、教室での対面授業に近い方が受講しやすいのではないかと考えたことである。筆者の収録方式の場合、ホワイトボードが画面全体に映し出されており、その前を私が行き来しつつ板書し説明するというものになっており、受講生が教場で講義を受けるのと基本的には同じような形になっている。このような方式は、最近は大学受験や資格試験等でのいわゆるオンライン予備校や、YouTubeでのいわゆる教育系動画などではお馴染みの方式であり、最近の学生はこのような方式にかなりの程度慣れているのではないかと推測し

(5) なお、緊急事態宣言が解除され、大学内部からの授業配信が可能になってからは、大学の研究室からリアルタイム配信方式でゼミを行ったため、特に問題は生じなかった。

た(実際、そのとおりであった)。また、画面に動きがある方が、ただ単にレジュメと音声流されていく授業よりも見やすく頭に残りやすいのではないかという点もあった。

第4に、教員である筆者の側にとっては、このような方式で行えば、普段の教室での対面授業とそれほどの違いはなく、準備や収録も比較的円滑に進むのではないかと推測したことがある。この点は、実際に始めてみるとそのとおりであった。前述したような比較的ハイペースでの収録が可能になったのも、普段の講義と同じスタイルや分量で行ったことが大きかったのではないかと考えている。

(2) オンデマンド収録にあたって留意した点

オンデマンド収録に当たって留意した点は、大きく分けて2つある。1つ目は、「区切る」ということ、2つ目は、「間をあける」という点である⁽⁶⁾。

まず、「区切る」という点であるが、収録に当たっては、ある一定の項目ごとに収録を区切っていた。具体的には、全体をおよそ80～85分程度に収めることを目標に、40分前後で収録を区切っていた。このような方式のメリットはいくつかあるが、教員の側からは、限られた時間の中で要点のみを説明しようという心構えで臨めるようになること、また、事後に撮り直しが必要になるような修正箇所が出てきた場合、当該部分のみの修正で済むこと⁽⁷⁾などが挙げられる。また、学生の側からは、一定時間で区切りがつくことで集中力の持続が可能になり、学習効率が向上するといった点が挙げられる⁽⁸⁾。春学期の間、学生は、リアルタイム授業、オンデマンド

(6) もっとも、以下で述べることは、筆者独自のものではなく、オンライン授業実施に当たって大学が開催した様々なセミナーで教えていただいたことを収録作業を通じて徐々に会得したというものにすぎない。ここでは一々お名前を挙げないが、上記セミナーでご教示いただいた早稲田大学の諸先生方に御礼申し上げます。

(7) もっとも、実際はそのような撮り直しが必要になる箇所はなかった。

(8) 学期中に、法学部の主専攻法学演習のゼミ員に聞いたところでは、最も辛い授業形態は、90分ほとんど途切れずに一方的に説明される講義であるとのこと

授業、さらには課題に追われつつ、限られた時間をやりくりしながら受講していたようであり、そのような場合、ある程度区切られた形で授業が構成されていれば、細切れ時間を有効利用することができたようである。

次に、「間をあける」という点であるが、これは、授業実施（収録）中に、学生に考えさせる（あるいは調べさせる時間）を設けるという点である。例えば、ある論点について解説している際に、いくつかの質問を投げかけ、それについてその場で考えさせる時間をとるということを行っていた。これは、対面方式の授業であれば、その場で学生を指名するなどして質疑応答するところであるが、オンデマンドでも、それに近い空気を感じてもらおうように努めた。また、収録の終盤で、次回授業までに考えてきてもらいたい課題を示し、それを次回までに調べてくることを求める、ということも試みたり、次回の視聴意欲を上げるために、1回の収録の終盤に課題を口頭で出題し、それを次の講義動画開始時に説明するというやりかたをとったこともあった。

（3）オンデマンド授業における双方向性の確保

オンデマンド授業の場合、双方向性の確保が最大の課題となる。これに関する授業収録時の工夫については（2）で述べたとおりであるが、これについても限界があることは否めない。この点については今後も工夫を続けていきたいと考えているが、春学期においては、論述課題を提示し、これについて答案を作成・提出させたうえで、それについて添削・返却するという形で、ある程度の双方向性を確保していたが⁹⁾、これらで双方向性の欠如を完全に補うことは困難であったと感じている。

3 オンデマンド講義に対する学生の反応

春学期の授業アンケートでは、音声や画像に関する要望ないし不満はあ

であった。

- (9) 答案提出時に、オンデマンド講義の感想について記入してもらうなどして、授業に対する反応も探るようにはしていた。

ったものの⁽¹⁰⁾、授業内容については、ホワイトボードを使用しての授業形態はおおむね肯定的な評価であった。通常の対面方式で受講している場合とあまり変わらずに視聴できたこと、これまで学生が経験してきた映像授業とそれほど変わらない形式であったことが大きな理由になっていたようである。また、民事訴訟実務基礎で扱った要件事実論は、多くの学生が初めて学修する科目であるが、オンデマンドとしたことで何回も繰り返し視聴することができ、難解ではあったが何とか理解できるようになったという感想が寄せられたのは注目すべき点であった（この点については後述する。）。他方、各科目について、対面で質疑応答などを交えたり、教場での小テストなどを通じて理解を深めたかったという趣旨の意見も出された。また、課題のフィードバックについては、肯定的評価が多数を占めた。

4 オンデマンド授業の留意点及び結果等

以下では、オンデマンド授業における教員側の留意点について、これまで述べてきた点に加え、思いつくままに挙げていきたい。

(1) 収録時の留意点—「絞る、区切る、(間を)あける」

第1に、収録内容を事前によく絞り込むことが大切であると感じた。最近、学生とZoomなどで話をする機会が増えてきたが、オンデマンド授業に話が及んだ際、内容が非常に詰め込まれた授業は、逆にわかりづらく、集中力が続かないという感想を聞いたことがある。この点、筆者自身もそうであったが、オンデマンド授業収録当初は、(一方的に話すことができるということから)あれも説明したい、これも説明したいという誘惑に駆られることがあり、また、オンデマンドで視聴してもらおうということから、

(10) これは、収録に利用していた会議室の照明がやや暗く、全体に画像が暗くなってしまったことや、外部の生活音が混入しがちであったことが原因である。春学期後半に大学での収録・配信が可能になって以降は、この種の要望ないし不満は解消した。

話す内容も完璧に整理しなくてはという気持ちになって、収録が重いものになってしまうということがあるように思われる。そこで、授業で説明する内容を改めて見直し、最低限理解してほしいことにはできるだけ焦点を絞り、普段の対面授業で説明しているレベルを最低限維持することを目標に進めていったところ、事前の準備がスムーズに進むようになり、また、収録も円滑に進むようになった⁽¹¹⁾。そのようなことから、収録に当たっては完璧主義に陥らない、ということが肝要ではないかと考えている。

第2の「区切る」については先述したところではあるが、収録後の反省点としては、さらに細分化してもよかったのではないかと考えている。科目ごとの特性や各論点についての重みなどもあり、一概には決しがたいところではあるが、具体的には、90分の授業であれば、およそ20分～30分程度で3ないし4分割するというのが適切ではないかと考えている。準備の際には、その範囲で説明できることを行う、という形で自分にミッションを課すことが大切かもしれない。また、途中で問題練習や解答作成などを挟む場合は、それに要する時間も込みで90分以内に収めるという工夫も必要になってくるのではないかと思われる。

そして、第3の「(間を)空ける」という点についても、さらなる工夫はできたのではないかと思われる。先述の授業アンケートの記述中に、教場での小テストなどを通じて理解を深めたかったという趣旨の意見があったが、例えば、要件事実や民事訴訟法についてその場で問題を出題し、若干の時間をおいたうえでそれに対する解答を各人に記述させ、その直後に解説を実施する、という方法も可能であったように思われる⁽¹²⁾。

(11) 事前準備では、あまり詳細なシナリオは作らず、その場の流れで自然に話すように心がけた。不思議なもので、そのような姿勢で収録していると、普段の対面授業で説明していたことが次々と頭の中で浮かんできて、特に問題なく収録を終えることができたように思う。逆に、シナリオを作り込み過ぎると、どうしても内容が単調になりがちということはいえる。

(12) また、この課題について何らかの方法で提出を義務付けるなどしておけば、授業動画をきちんと視聴していたかの判断材料にもすることもできよう。もっとも、課題はあまり重くなりすぎないものにすることは必要であろう。

(2) レジューメ等の準備

筆者が実施したような、教室での対面授業と同じ方式にすれば、収録用に特に PowerPoint などの準備をする必要はない。ホワイトボードと収録に適する一室、カメラとスピーカー内蔵のノートパソコンがあれば十分であり、大学の研究室や、小規模の会議室等でも収録は可能である⁽¹³⁾。レジューメは、法科大学院が契約している(株)TKCのシステムを利用して事前にアップしていたが、これは従来の授業でも行っていたことなので、特に変わりはなかった。

(3) 課題の頻度及び内容

筆者は、民事訴訟法の授業において、従来から、1学期に3～4回程度、論述課題を出題し、これについて提出を求めるということを行ってきた。これは、授業で説明したことの定着度を測定し、さらに、授業では十分説明しきれなかった応用的な問題について考えてもらおうといった趣旨で行ってきたものであったが、春学期のオンデマンド授業においては、かかる課題提示とそれに対するフィードバックが双方向性確保の上で大きなポイントになることから、実施方法につき工夫を加えた。まず、2年生を対処とする民事訴訟法総合Iでは、5月11日までの開講までの準備(足慣らし)の趣旨で、民事訴訟法の基本的な論点に関する事例問題(概ね、法科大学院入学試験の既修者認定レベルの問題)を出題し、これについて任意での答案提出を求めた。これは、開講までにどのような点をマスターしてきてほしいかをあらかじめ明らかにするという趣旨と、オンデマンド収録に当たって受講生の全体的なレベルを把握しておきたいという趣旨で実施したものであるが、約半数の受講生から答案の提出があり、提出された答案については添削のうえ返却した。また、答案のレベルも、学生が陥りやすいミスが例年と同じくみられたことから、授業のレベルも例年どおりで問題ないという見通しがついた。また、同じく民事訴訟法総合Iでは、上記

(13) ただし、自宅などの住居や外部の会議室の場合、先述のとおり照明が暗い場合がままあるように思われ、注意が必要と思われる。

以外にも3回程度、全員必修の課題を出題し、同じく添削のうえ返却した。その際、できるだけ授業の感想や質問も書いてもらうようにし、これらについてもできるだけ回答するようにした。このような課題は、3年生を対象とする民事訴訟法総合Ⅲでも同様に実施している。もっとも、春学期は、従来課題を出していなかった科目においても頻繁に課題が出題されることになった結果、学生の負担が極めて重くなってしまったというデメリットもあり、また、学生の側からは、答案を提出しても何らフィードバックがされないことに対する不満もかなり強かったようである⁽¹⁴⁾。オンデマンド授業の場合、学生の理解度や習熟度を確認する手段が限定されてしまうためやむを得ない面はあるものの、課題の頻度やレベルについては、今後十分考慮されるべきであろう。

(4) 受講生の視聴タイミング等

オンデマンド授業において最も懸念したのは、受講生が、収録した動画を毎回適切な時期に視聴してくれるだろうかという点であった。この点、授業動画をアップしていたMoodleでは、視聴したか否かが教員サイドから確認できる機能が備わっていたので、これを通じて随時確認したところ、講義が開始された当初は、約半数程度がアップされた直後あるいは本来の授業時間帯に視聴していることが確認できたが、その後、徐々に視聴するタイミングが後ろにずれていくという傾向が認められた。これは、リアルタイム配信の授業の方がどうしても優先され、オンデマンド授業はそれが一段落してから視聴するという形になっていたのではないかと、また、前述した多くの課題をこなすために、オンデマンド授業の視聴が後回しに

(14) オンライン授業での課題過多の問題については、佐藤浩章「ポスト・コロナ時代の大学教員とFD」現代思想10月号（通巻48巻10号）75頁以下、特に77頁以下参照。また、大阪大学でのオンライン授業の実情と課題について整理した村上正行「コロナ禍における大学でのオンライン授業の実情と課題」同書67頁以下、特に72頁でも同様の指摘が見られる。また、早稲田大学の大学総合研究センターが学生向けに全学的に実施したアンケート結果においても、課題が多負担であったとの指摘がみられた。

なってしまったことが主たる原因ではないかと推測される。もっとも、後述する定期試験や前述の課題で優秀な答案を提出していた受講生の多くは、本来の授業時間帯かそれに近い時期に視聴を完了していた場合が多かったことからすると、講義内容の整理等が間に合わず、進捗についていけない受講生が遅れ気味になったということではなかったか、その意味では、通常の対面形式の授業と本質的な相違はないのではないかと感じた。

(5) 定期試験

法科大学院においては、春学期の定期試験は教場ではなくオンラインでの試験となり、また、資料等の参照を可能とする形（いわゆる openbook 形式）で実施されたが、その結果をみると、例年にみられない特徴と、例年どおりの特徴とが出てきたように思われる。まず、前者については、民事訴訟実務の基礎において、通常の教場試験においてみられた、全くの的外れといった答案は姿を消し、大半がほぼ一定水準まで到達する答案を作成・提出できたということが挙げられる⁽¹⁵⁾。これに対し、後者については、民事訴訟法総合ⅠとⅢでは、答案の出来はほぼ例年どおりの分布となったことが挙げられる。

このように、同じオンデマンド形式の授業を実施し、かつ資料参照可という試験において上記のような差異が生じた原因は様々なものがあると考えられるが、民事訴訟実務基礎は、大半の学生が法科大学院に入学して初めて学修する科目であり、そのためオンデマンド動画をかなり丁寧に視聴し、また、場合によっては繰り返し視聴した結果、知識が相当程度定着し、それが試験結果にも表れたのではないかと推測している⁽¹⁶⁾。これに

(15) 具体的には、資料参照可としたことから、例年よりも問題のレベルを若干高度なものとしたが、訴訟物の特定や、それに関する請求原因事実の整理について、大きく間違える答案がほぼなかったという点が挙げられる。例年の教場試験では、およそであるが1～2割の答案が、完全に的外れになるか、ポイント部分についてミスを重ねるものであったのに比べ、資料参照可であった点を差し引くとしても、かなりの違いが出た点である。

対し、民事訴訟法の場合については、その要因は必ずしも明らかであるとはいえない（学生個々の受講環境も大きく影響していると考えられるので、一概には言えないところがあるように思われる。）。

5 オンデマンド授業のメリットと課題

以上を踏まえ、オンデマンド授業のメリットと課題を整理する。

(1) メリット

まず、学生側にとっては、時間にとらわれず、いつでも（どこでも）視聴ができるという点が挙げられる。さらに、授業動画が細分化されていれば、様々なすき間時間に視聴することが可能になるという点もメリットとなる。また、繰り返し視聴ができるという点も大きなメリットであるが、特にこれは初学者の場合には有効であると考えられる（前述の民事訴訟実務の基礎や、法学未修者が受講する法律基本科目等がこれに該当する）。また、教員側にとっては、一度録画すれば、内容によってはその他の講義でも転用可能になり、仮に対面授業に戻ったとしても、効率的な授業運営が可能になること、授業内容を視聴し直すことで、授業時間中の自己の課題が浮き彫りになる場合があり、「振り返り」が実効的になることなどが挙げられる。また、シラバスどおりの計画的な授業進行が可能になるといったメリットも挙げられよう。

(2) 課題

まず、学生側にとっては、リアルタイム授業に比べて一定のペースで進行させることが困難になることが挙げられる。様々な理由でいったん視聴が遅れだすと、未視聴のオンデマンド動画たちまち滞留してしまい、その間に課題等の提出に追われたりすると、ますます視聴が遅くなって滞留動

(16) 同様の指摘は、未修者の法律基本科目を担当する教員からも筆者は個人的に受けた。また、学生からも、後に、民事訴訟実務基礎は、オンデマンド動画を何度も見返して復習した結果、試験までに基礎的事項の理解ができたという感想を何人かから聞き、また授業アンケートでも同様の回答が見られた。

画が増加するという悪循環に陥る可能性が高いように思われる。また、個人々で視聴するため、その後に疑問が生じても直ちに教員に質問することができず、また、他の受講生と話し合うといった機会もないため、疑問点等を残したまま先に進まざるを得ず、消化不良になってしまう可能性が高いという点も指摘できるように思われる。また、消化不良という点でいえば、授業での情報量が対面に比べてかなり多くなってしまうと、それをこなすことが困難になり、結局取り残されてしまう可能性が高いということもあるように思われる。また、教員側にとっては、収録のための事前の準備及び収録その者に相当程度の時間を割かざるを得なくなること、撮り直しとなった場合にロスが大きいこと、システムへの動画のアップロードに相当な時間がかかることなどもデメリットとして指摘できるように思われる。これらの多くのデメリットは、オンデマンド授業ではどうしても避けられない点ではあるが、今後の課題としては、これらデメリットを極力減少させ、かつ、オンデマンド授業の持つ前記メリットを最大限生かす方向での授業運営が求められることになる。そこで、以下では、オンデマンドとリアルタイムを組み合わせたいわゆるブレンディッド授業の試みと、その基礎にある授業運営手法であるいわゆる反転授業について、これを一部実施した科目（民事実務演習）と、全面的に実施した科目（民事訴訟法総合Ⅱ）を紹介しつつ、その意義と課題について整理していくこととしたい。

第4 ブレンディッド授業（春学期・秋学期）

ここでは、まず具体的な実施形態について紹介する。

1 民事実務演習（春学期）の実施形態等

前記のとおり、春学期当初はすべての担当授業についてオンデマンド授業を行っていたが、民事実務演習については、民事訴訟事件の記録を教材に使用しながら、その事件における争点は何か、それを解明するための証

拠としてどのようなものがあるか、また、最終的な事実認定や結論はどのようにすべきかなどを学修していくものであり、例年であれば模擬裁判の形式で実施していたものであった⁽¹⁷⁾。しかし、本年度はコロナ禍で模擬裁判の実施は不可能になったことから、かかる事件記録教材を用いた授業では、あたかも裁判における裁判官の評議のように、教員と学生が個々に対話しつつ進行する形式をとることが次善の策として考えられたが、そのようになった場合、オンデマンドではなく、リアルタイム授業によることが必須となった。しかし、ここで問題になったのは、例年であれば模擬裁判の進行と並行して教場で実施していた事実認定に関する基礎的な講義ができないという点であった。すなわち、仮にこの授業を正規のコマの中に組み込むと、記録検討に基づく討議時間が決定的に不足してしまい、中途半端になってしまうことが予測できた。そこで、この講義を担当する他の教員（派遣裁判官教員）と相談し、上記事実認定に関する基礎的な講義は、正規の授業とは別に補講という形でオンデマンド収録をし、この動画を視聴してもらったうえで授業に臨んでもらうという形式とした。具体的には、事実認定に関する基礎理論をまとめた60分の動画を計3本作成し、これを事前にMoodleでアップして、予習用の動画として視聴を促した。そして、正規の授業では、この動画の内容を前提に、具体的事件での問題点に関する問答については、Zoomを利用してリアルタイムで実施した⁽¹⁸⁾。このように、この授業においては、一定の期間中の特定のカリキュラムについてはオンデマンド授業、それ以外のカリキュラムについてはブレンディッド授業ということになり、やや変則的な形態となった。

(17) 具体的には、受講生を裁判官役、原告本人及び代理人役、被告本人及び代理人役等に振り分け、大学内にある模擬裁判用の教室（実際の法廷を模した教室）で実演してもらおうというものである。

(18) なお、余談ではあるが、この講義は受講生が30名前後であったため、毎回のリアルタイム授業では、1人当たり最低1回は指名して回答を求めている。また、その指名順を全くのランダムにしたため、受講生はかなり緊張して授業に臨むことができたとの感想が寄せられた。

2 民事訴訟法総合Ⅱ（秋学期）の授業形態等

（1）ブレンディッド授業とした経緯等

春学期の民事訴訟法Ⅰが全面的にオンデマンド授業であったのに対し、この授業ではブレンディッド授業を実施した。そのようにした直接のきっかけは、法科大学院における秋学期の授業は対面方式あるいはリアルタイム授業に統一するという方針が示され、オンデマンド授業のみとすることは特別の事情がない限りできないとされたことにあるが、春学期の授業アンケートにおいて、オンデマンド授業の効用はある程度認めつつも、一部でもリアルタイム授業があった方がよかったという意見が寄せられたこと、筆者自身も、オンデマンド授業には一定の効用ないしメリットはあるものの、やはり限界があると感じたこともあり、さらに、以前から興味を持って文献等で勉強していた反転授業方式について、これを機に実践してみようと考えたことが、ブレンディッド授業に舵を切る大きな要因となった。また、春学期の民事実務演習で採り入れた変則的なブレンディッド授業につき、受講生からの評判が比較的好かったということも、以上のような方針を後押しするものとなったといえる。

（2）ブレンディッド授業の内容

まず一般的・抽象的に説明すれば、ブレンディッド授業は、以下の①～④の順で進行することになる。

①各単元での基礎的概念や基本的判例について解説する動画を作成し、これを授業開始までにアップして視聴を促す。

②①の動画で、リアルタイム授業の中でどのようなことを行うのかを明らかにし、動画内容が理解し整理できたら、あらかじめ示された課題について、予習の際のポイントを示し、できる限り予習してくるよう求める。

③リアルタイム授業において、①で説明・解説したことは当然学修してきているであろうことを前提に、②の課題（問題）について、学生を適宜指名しながら質疑応答を行い、最後に教員が方向性をまとめる。

④講義終了後、次回講義までに、③で整理した内容について答案形式で

まとめて提出するよう求め（ただし提出は各受講生の任意）、提出がされた場合はそれに適宜コメント等を付して返却する。

春学期のオンデマンド授業との比較でいえば、①と④は春学期も実施していたが、それに②と③が加わったことが特色ということになる⁽¹⁹⁾。また、民事実務演習でのブレンディッド授業との比較でいえば、全期間・全単元にわたり同授業の方式で実施したという点に特徴がある。具体的な進行の流れについては、本稿末尾添付の流れ図をご覧ください。以下、①～④の実情について整理して紹介したい。

（3） 動画の収録（①段階）

春学期のオンデマンド収録においては、できるだけ従来の対面授業で説明していた部分に絞って行っていたことは前述したが、オンデマンド授業の場合、これでいったんは完結させることが要請されるため、絞り込みにはどうしても限界がある。しかし、ブレンディッド授業であれば、応用的な部分や補足的な部分はすべてリアルタイム授業に譲ることができるので、収録はオンデマンドに比べると格段に容易であったといえる。これまでの対面授業では、本格的検討に至るまでのいわばイントロとして説明していた部分を動画に委ねることができたという点でも、授業運営の効率化に役立ったといえる。

これに対しては、このような動画収録部分については、受講生が自学自習で準備すべきものであり、その方が法科大学院教育としてあるべき姿ではないのではないか、という批判ないし疑問も予想されるところではある。しかし、現在の法科大学院生が置かれている状況を見ると、法律基本科目（いわゆる六法+行政法）のそれぞれについて、かなり高度な概念理解や膨大な判例の理解習得が求められており⁽²⁰⁾、しかも司法試験受験のためには、さらに法律選択科目の学修が必要になること、また、法科大学

(19) これに加え、全部で3回の全員必修の課題が課された。

(20) このことは、学生が予習すべき判例や制度もまた、膨大なものになることを意味する。

院の課程修了にあたっては、その他の基礎法学系科目、先端展開科目及び実務基礎系科目等を一定単位数習得することが求められるなど、相応に厳しいハードルが設けられていること、法科大学院スタート当初の学生のレベルと比べると、現在の学生レベルは、学部卒業直後に入学する者が大多数を占め、法律学修においても、なお課題を有する学生が少なからずみられるようになってきていることなどからすれば、上記のような考え方を基調とすることは（理想論としてはともかく）現実的ではないと考えられる。また、私のクラスの受講生の多くは、オンデマンド動画を視聴した後に、動画の中で言及した教科書の記述などについて自ら調べたり、判例などを読んでいたようであるが、かかるオンデマンド動画を視聴した後に教科書等を読むと、理解が今までより格段に進んだという感想を述べる者が多かったということからすれば、このような動画の存在が、予習の効果を増進させるものになっていたと考えられ、これは独力で予習している場合に比べてより効率的かつ実効的であったといえる。

さて、動画収録の方式であるが、事前の準備段階で、リアルタイム授業で触れるべき点と、オンデマンド動画で触れる部分を分け、後者については、春学期と同様、あるいはそれよりもっと細分化した形で収録を実施した。具体的には、20分～25分程度の動画を1～2本程度作成し、これを授業のおおむね3～5日前程度を目途にMoodleにアップするというを行っていた。このうち、短く区切るという点については春学期のオンデマンド講義の際に述べたことがそのまま妥当する。また、授業の3～5日前に動画をアップしていたのは、あまり早くアップしても、受講生はなかなか視聴する時間がとれないこと、仮に早期に視聴できたとしても、授業までの間に記憶が薄れてしまって、また見直さなくてはいけないということになってしまうおそれがあると考えられたことなどから、リアルタイム授業の日に近接するタイミングでアップしていた⁽²¹⁾。

(21) Moodleの視聴履歴でチェックすると、おおよそ授業の3日前から前日までの間に視聴している受講生が大多数であった。

(4) 予習の指示 (②段階)

リアルタイム授業で何を採り上げるかは、抽象的にはTKCを通じて講義回ごとに告知していたが、予習の際の具体的なポイントの指摘は、動画の終盤に口頭で行っていた。これは、動画を視聴することで初めてリアルタイム授業で取扱う内容やポイントが具体的に分かるとした方が、動画の視聴を促進するのではないかと考えたからである。また、予習については、他の教科の予習復習や課題等でそこまで手が回らない場合は、最低限動画で説明したことをメモに取り、それをきちんと理解してくるよう求めていた。これにより、リアルタイム授業のレベルについていくだけの最低限の基盤はできると考えたためである。

(5) リアルタイム授業 (③段階)

まず、リアルタイム授業 (Zoomを利用) では、オンデマンド動画で説明したことについて再度採り上げない (上塗りしない) ことを心掛けた。これは、たんに時間の無駄というにとどまらず、動画をきちんと視聴した学生に対して、動画視聴が無駄だったと感じさせてはならないと考えたこと、また、動画を視聴していなかった学生に対しては、視聴しなくても授業で補ってくれるとの誤ったメッセージを与えることを避けるという考慮に基づくものであった。そして、授業では、あらかじめ告知していた具体的問題について、受講生をランダムに指名して質疑応答を行った⁽²²⁾。ランダムに指名することが、授業における適度な緊張感を生むことは、春学期の民事実務演習で経験していたので、ここでもそれを踏襲したものである。そして、(ここから先は各教員によって分かれるところではないかとも思われるが)、質疑応答が一段落した段階で、それまでの質疑応答の内容を筆者において要約してまとめ (図表化して整理することもあった)、常にで

(22) このやり取りの中で、当該受講生がどの程度予習をきちんとしてきたか (動画をただ視聴しただけではなく、視聴を契機として課題に能動的・主体的に取り組んできたか) が把握できたように思われる。もっとも、このやり取りでの出来については、通信障害の問題等を考慮し、平常点評価に加えていない。

はないが、最後に筆者の考えを述べることを心掛けていた。

(6) 答案提出と添削等 (④段階)

リアルタイムで検討した問題については、できるだけ答案化して提出するように勧めていた。これは、リアルタイム授業で理解できた内容について、さらに確実に定着してもらうという趣旨であった。この答案提出はあくまで任意ということにしていたが、時期的に差異はあるものの、毎回約3割前後の受講生が答案を提出していた。

3 ブレンディッド授業実施の効果

秋学期の定期試験(期末試験)も、春学期と同様に教場ではなくオンラインでの試験となり、また、資料等の参照を可能とする形(いわゆるopenbook形式)で実施されたが、民事訴訟法総合Ⅱについていえば、春学期の民事訴訟法総合Ⅰとほぼ同様の傾向がみられた。

第5 法学部でのハイブリッド授業の実践

法学部においては、オンデマンド授業とブレンディッド授業の複合方式で授業を実施したが、いくつかの試みについては、コロナ禍の深刻化により結局断念せざるを得なかったものがある。以下、主専攻法学演習と1年法曹演習での実践について紹介する。

1 主専攻法学演習での取り組み

ここでは、法科大学院用として作成したオンデマンド動画の一部を予習用動画として活用し、ゼミ(ハイブリッド方式。シラバス上は対面実施日とリアルタイム授業実施日とに分けていたが、リアルタイム授業の際にも任意に教場に来て対面授業方式で受講することは認めていた)においては、オンデマンド動画と同時に論述答案作成用の課題(オンデマンド動画に関連する分野で、かつ論点の把握が容易な事例問題)を出題し、この問題に対する答案

作成をゼミの前に提出することを促した（提出は任意としたが、毎回ほぼ全員が提出していた⁽²³⁾）。そして、ゼミの前にできるだけ答案を添削のうえ返却し、ゼミの際は、当該課題について、問題となる点を教員と質疑応答する形式で行った。このゼミにおいては、教場に来ているゼミ学生と、Zoomでオンライン受講しているゼミ学生が同時に受講する点の特徴であったが、Zoomで受講しているゼミ学生も教場での質疑応答は聴き取ることができ、また、その逆も問題なくできていたことから、全員が教場に来て行う対面方式と同様の進行が可能であった。そして、オンデマンド動画は、春学期の民事訴訟法総合Ⅰまたは民事訴訟法総合Ⅱの収録済みのオンデマンド動画の中から筆者が適宜編集したものをMoodleにアップするという方法で行ったが⁽²⁴⁾、ゼミ員は、これを視聴して、課題について教科書等を調べながら答案を作成していたようであり、法科大学院の学生と同じく、予習が容易であったという感想を述べていた⁽²⁵⁾。

2 1年法曹演習での取り組み

本年度（2020年度）の1年法曹演習は、学部に入學したばかりの1年生が対面で受講できる数少ない講義であったということからか、受講者数が前年度に比べて大幅に増加した（登録者数が昨年度の約40名から64名に増加）。この授業も主専攻法学演習と同様にハイブリッド授業（リアルタイムにオンデマンド方式で実施するとシラバス上で明記した回も任意で教場に来て

(23) 提出方法は、Moodleの「課題」機能を利用した。

(24) ここで、テーマごとに細分化して動画を収録していたことが奏功した。主専攻法学演習で提供した動画は、基本的な解説部分を中心にするのが可能になったということである。

(25) 主専攻法学演習では、民事訴訟法の論点ないしテーマ1つについて、概ね2回程度の講義時間をあててじっくりと討議するという方式をとっていたので、課題の提出はそれほど頻繁には求めなかった。また、オンデマンド動画も、およそ講義2回につき1回のペースでアップしており、動画の時間もおおむね60分程度のことが多かったため、学生にとっては大きな負担にはならなかったようである。

対面形式で授業を受けることを認めるもの)としたが、毎回相当数の受講生がいるという状況であった。そして、当初は大学やそこでの授業の雰囲気慣れをもらうということ、また感染防止の観点から、対面授業において受講生を直接指名して回答させる方式は避け⁽²⁶⁾、筆者から一方的に講義する形式をとりつつ、受講生が興味を持ちそうな最高裁判例をピックアップしてその趣旨について要約させたり、当該判例と類似の事例を出題して、それについてどのように考えるかといったことをペーパーで提出させたり、法的三段論法の練習のために、刑法の簡単な事例問題についての解答(論述答案)をその場で書いてもらうなど、受講生自身が主体になって取り組めるような演習課題も提示することを心掛けてみた。また、いくつかの課題については、答案等を任意で提出を求め、提出された答案については添削してコメントを付したうえで返却するなどしていたが、予想以上に多くの答案が提出されるといったこともあった。そして、このような流れの中で、感染防止策を十分に施したうえで、講義時間内に具体的事例についてのグループ討議を行わせたり、レポートを共同で作成させて発表(プレゼンテーション)を行うといったことも企画していたが、タイミングが悪いことに、この時期(2020年11月)以降、新型コロナウイルス感染者が急増する事態になり、感染防止及び対面授業維持のため、このようなグループ活動をメインとする授業は断念せざるを得なくなった⁽²⁷⁾。その意味では、予定していた事項の半分程度しか実現はできなかったが、法曹を目指す熱心な受講生に支えられて、相当程度の成果はあげられたのではないかと考えている。

(26) 昨年度までは、受講者数が比較的少なかったということもあったので、このような直接質疑応答する形式を積極的に行っていた。

(27) レポートについては、発表したいという有志を募り、個々人でレジュメを作成してきたものにつき、授業の際に教壇に立たせて発表する形式に変更したが、複数の応募があり、内容的にもかなりレベルの高いものであった。また、この発表には、諸事情によりオンラインのみで受講していた受講生も担当したが、特に支障なく実施することができた。

第6 ブレンディッド授業の基礎にあるもの ——反転授業の考え方⁽²⁸⁾——

ここまで、オンデマンド授業をはじめとする授業の実施形態についてかなり詳細に述べてきたが、これらのうち、ブレンディッド授業については、これから述べるいわゆる反転授業の考え方が根底にある。以下では、この反転授業の考え方について簡単に整理して説明するとともに、それとこれまで述べてきた法科大学院と法学部での授業実践がどのようにつながってくるのかについて明らかにすることとしたい。

1 反転授業の意義・特徴点

まず、反転授業の定義が問題になるが、本稿では、「従来型の授業で行われてきた『講義から復習（宿題）へ』を、『予習（自学自習）から演習へ』という形で反転させた授業のこと（ただし、ICTの活用を前提とする。）」を反転授業と定義する⁽²⁹⁾。かかる反転授業（Flipped Classroom）は、米国の高等学校教育の現場で2007年以降に生み出されたものであり、その後、大規模オンライン講座であるMOOC（Massive Open Online Course）を利用してオンライン講座を開講・視聴させ、これを予習用教材として反転

(28) 反転授業に関する文献・論文等は多数あるが、筆者が主として参照したのは以下のものである。①ジョナサン・バークマン＝アロン・サムズ原著・山内祐平＝大浦弘樹監修「反転授業（Flip your classroom）」（オデュッセイ・コミュニケーションズ、2014。以下「文献①」という。）、②川村一樹＝今井康博著『大学における反転授業』（大学教育出版、2017。以下「文献②」という。）、③森朋子＝溝上慎一編「アクティブ・ラーニング型授業としての反転授業（理論編）（実践編）」（ナカニシヤ出版、2017）、④反転授業研究会・問学教育研究部編・中西洋介著「反転授業の実践知」（明石書店、2020。以下「文献④」という。）。なお、反転授業に関する研究や実践については、上記文献③の（理論編）所収の各論文末尾の参考文献欄に詳細に示されている。

(29) 文献②6頁。

授業を行うという試みも開始されるようになった⁽³⁰⁾。

反転授業の特徴点は、これまでの講義方式とは異なり、授業前にICTを活用して前提となる知識を習得し、授業の時間帯では、受講生が主体となって演習等が行われるという点に特徴があるといえる。すなわち、反転授業は、いわゆるアクティブラーニングの一つとされており、前提となる知識はデジタル教材を用いての自学自習で習得し、ファシリテーターとしての教員は、受講生の演習や実習の取り組みを見ながら、的確なアドバイスを与えることで知識の定着を図るという役割を担うことになる⁽³¹⁾。

そして、かかる反転授業は、大別して個別学習型と協同学習型とがあるとされる。個別学習型は、「知識の習得」を目指す反転授業であり、学修目標の達成度合いをテストで測定し、達成していない学生に対しては個別に指導を行い、全員が完全な習得を目指すというものである。その意味では、この型は完全習得学習 (mastery learning)⁽³²⁾に近いという指摘がされている⁽³³⁾。そして、協同学習型とは、「技能の獲得」を目指す反転授業であり、ここでは、そのコースで必要となる技能(ディスカッションスキル等)について解説した教材を自学自習したうえで、教室での授業においては、教員から与えられた具体的課題について、学習者が何らかの学習行動(グループディスカッション等)を起こし、自学自習した内容を実際に応用することで習得する、という流れをとる。これを法科大学院または法学部

(30) 文献②4頁。

(31) 文献②5頁。これに対し、従来型の授業とは、紙媒体の教科書を用い、学習者はノートテイキングを義務付ける、授業が終わると、学習者には宿題が与えられ、放課後あるいは帰宅後に復習を行うことによって知識の定着を図るという形式になる。

(32) 完全習得学習については、文献①108頁以下参照。同109頁は、反転型完全習得学習のキーポイントは、①生徒は小グループまたは個人個人で適したペースで勉強する、②教師は形成的評価を行い、生徒の理解度を計測する、③生徒は総括的評価において、定められた学修目標に対する到達度を示す、到達しなかった場合は挽回のチャンスが与えられるとしている。

(33) 文献②6頁。

での授業科目に対応させた場合、大雑把に言えば、法律基本科目については前者の個別指導型が親和性を有し、実務基礎系科目については後者の協同学習型が親和性を有するといえる。

2 法科大学院及び法学部での実践と反転授業の関係

(1) 民事実務演習と反転授業との関係

通常の場合、記録教材を用いての授業は、受講生による模擬裁判の形式をとっていたが、この部分は協同学習型でのグループディスカッションによる応用に相当する。すなわち、昨年度までは、争点の整理や事実認定に関する基礎知識を対面授業で学修したのち、受講生は、裁判官役、原告（代理人）役及び被告（代理人）役に分かれて、実際の事件記録に基づき、訴訟手続を法廷教室において実演することで、訴訟手続の實際を身をもって習得する、という流れであった。しかし、本年度はこれができなくなった代わり、争点の整理や事実認定の基礎知識はオンデマンド授業によって習得し、訴訟運営の實際については、オンラインでの教員と受講生との間で、裁判の合議類似のやり取りを行うことで、反転授業の特徴を生かすことができたと考えている。学生は、教員とのやり取りに備えて、あらかじめ教員から示された各問題について、訴訟記録を十分に検討したうえで臨まなくてはならず、教員も、学生がどのような応答をしてくるか見当が付きにくい中で、その場での確な質疑応答を行うということが必要になるという意味で、かなり緊張感の高い授業になったことは確かであり、受講生のアンケートにおいては、模擬裁判によった場合よりも、個々の受講生が緊張して臨むことになり有意義ではなかったかと思う、といった意見も寄せられた⁽³⁴⁾。また、教員（筆者）は、受講生の予習の深度をやり取りによ

(34) 模擬裁判形式とすると、グループのメンバー間で役割や負担に偏りが生じることがあり（いわゆるフリーライダーの発生等）、受講生の間で不公平感を抱く者が出てくるが、本年度の授業形式ではそのようなことはなかったといえる。

ってかなりの程度把握することができ、また、陥りやすいミスなども発見できたことは有意義であった。このようなことから、この民事実務演習のような授業においては、反転授業の手法は有用であったといえる。

(2) 民事訴訟法総合Ⅱと反転授業との関係

民事訴訟法Ⅱは、前述した個別学習型の反転授業に近い形態であったといえる。個別学習型においては、全員が完全な習得を目指すというのが目標にはなるが、これについては、どのレベルの事項について完全習得を目指すかが問題になる。これについては、オンデマンド動画での説明内容についてはできるだけきちんと理解するように求めている。以下、この点も含めて若干説明する。

教室でのリアルタイム授業では、オンデマンド動画の内容を基礎とした応用的な課題について検討するものであり、また、その後に出される任意の課題は、そのリアルタイム授業で取り扱った問題であることから、これが授業直後に提出され、かつ一定程度の水準に達する内容であれば、オンデマンド動画及びリアルタイム授業の内容が消化できているということになる。そして、この課題は、授業終了後直ぐでなくても、授業期間中にはいつでも提出してよいという形にしていたが、そうすると、やや遅れ気味に提出される場合もあり、それが内容的に問題なければ、その段階で当該項目についてはクリアできたとの評価をしていた⁽³⁵⁾。さらに、課題が全く出てこない場合、その原因の多くは、他の科目の準備や講義の受講等に追われて課題にまで手が回らないことや、講義内容やオンデマンド動画の内容を十分に消化しきれていないことではないかと考えられたことから、提出できない場合は最低限オンデマンド動画の内容は何度も視聴して理解するようにということは折に触れて説明していた。このような形で、最低限習得しなければならないことは何かということをその都度明示しつつ、全

(35) 付言すると、この任意課題の提出・不提出及び出来は、成績評価において一切考慮していない。

員がそこに到達できるようにするための仕組みは一応用意した⁽³⁶⁾。また、答えは提出したが、内容が不十分な場合は、極力どの点が不十分なのかを明示し、オンデマンド動画やリアルタイム授業の特定箇所を復習するよう指示していた⁽³⁷⁾。そして、全員についての到達度を測定するため、全員必修の課題を3回出題し、これについても、上記課題と同様に答案にコメントを付して、復習すべき点を具体的に指示するといったことを行っていた。また、この授業では、「ホームルーム」と称して、Zoomによるクラスミーティング（参加は任意）を3回実施し、その中では授業内容に対する質問も直接受け付けるようにしていた。また、同じくZoomによるオフィスアワーも実施したが、こちらの利用者は少なかった。そして、上記ホームルームでのやりとりからは、この授業方式はおおむね好意的に受け止めてもらったようである⁽³⁸⁾。最後に、講義アンケートの記述回答の一部について以下紹介するが、「オンデマンドで事前に基本的な解説があることで予習がスムーズにでき、リアルタイムの授業で細かい部分を聞くことができるので、今のところ難しい議論の部分についてもなんとか理解面で授業についていくことができます。コロナの状況をうまく活かした授業であると思いました。また、実際の練習問題の添削を授業後に受けられるという点も良いです。」というものについては、筆者の意図をよく理解していただけたものと感謝している。

(3) 1年法曹演習と反転授業との関係

1年法曹演習では、任意の課題についての答案提出とその集大成としての期末レポート、そして、具体的問題点についてのグループディスカッション

(36) 学部の初学者の段階や、法科大学院の未修者コースについては、さらにきめ細かな手当てでも必要になるとも考えられる。

(37) オンデマンド動画やリアルタイム授業の録画がなかったときは、復習の指示の仕方もやや抽象的なものにならざるを得なかったが、これらの映像資料ができてからは、指示がより具体的にできるようになった。

(38) もとより、講義内容に不満等があっても、担当教員と学生の力関係からすれば、このような場ではなかなか言い出せないこともあるから、全てを額面通り受け取ることはできないであろう。

ョンやディベートを軸に組み立てることを当初は予定しており、これは、前述した個別学習型と協同学習型を組み合わせたものであったが、後者についてはコロナ禍による感染者の急増という事態に直面し、断念せざるを得なかったことは前述のとおりである。この科目は、法曹志望者を対象とはしているものの、学部1年生が受講生であることを考え、今後予想される様々な授業形態（教室での授業、主専攻法学演習等のゼミでの授業等々）を踏まえて、様々なものを体験してもらうこと、法曹にとって必要なのは、平易・明確で論理的な文章を作成できるようになること、法曹の仕事がチームワークであること、独善的な考えではなく、皆で考え、知恵を出し合うことが大切であるということ認識してもらうために、上記のような形態を用意したものであり⁽³⁹⁾、来年度以降は、これができるだけ完全な形で実施できることを願っている。

3 法科大学院または法学部教育での有用性

反転授業については、これまでの研究成果や実践報告等をみる限り、語学教育やいわゆる理系分野の教育における成果は多数報告されているが、法学教育の場においてはこれまでほとんどされていなかったのではないかとと思われる。しかし、コロナ禍を契機に、オンライン授業がかなり普及し、その中で、様々な分野においてICTを利用した反転授業の方式が採用されているものとみられ、これは法学教育においても例外ではないと思われる。まず、法科大学院教育との関係では、従来から法科大学院において採用されているいわゆるソクラティックメソッドとの関係が問題になる

(39) この科目においては、司法試験等の受験対策などといったテクニカルな方法論を極力排し、実務に携わる法律家として持ってほしい基本的な姿勢（リーガルマインド）について伝えることを目的としていることを念のため強調しておきたい。また、学部2年次からの法曹コースを含め、実務法曹教育を学部生に対して行うことは、多様な進路を保障する法学部の理念に何ら抵触するものではなく、法曹を真摯に目指す学部生を大学できちんと育成することが、法学部の存在意義を高める一つの大きな役割を果たすことにつながるということも、併せ述べておきたい。

が、これまでの筆者の授業形式をみていただければわかるとおり、反転授業とソクラティックメソッドとは排斥し合うような関係にはなく、むしろ双方の欠点を相補うことが可能になると考えられる。すなわち、ソクラティックメソッドで進めていく場合、学生側がその分野の基礎知識を相当程度有していないと、教員との問答が停滞し、かえって授業の効率が妨げられてしまうという事態が起きることが珍しくないが、かかる基礎知識の部分をオンデマンド動画で予習してもらい、それを前提として授業を進行させることで、効率的かつ実効的な授業進行が可能になると考えられる。また、ソクラティックメソッドでリアルタイムの授業が終了した後、その理解度を試す意味で課題等を適宜出題することは、授業の復習や定着といった点に学生の目を向けさせることにつながるので望ましいといえることできよう（もとより、課題の量や頻度については調整が必要である）。次に、法学部教育においても、これまでの法律科目における授業方式（大教室での一斉講義方式）について転換を促す契機になるのではないかとと思われるし、また、ゼミなどにおいても、グループワーク等の前提として、ICTを利用した反転授業の方式を採用することも検討に値するのではないかとと思われる。

第7 将来展開——未修者教育における活用等——

1 オンデマンド動画の活用

第3の5で述べたとおり、法科大学院での法学未修者に対する教育においては、オンデマンド動画の活用を図ることが適切ではないかと考えられる。例えば、法学部生に対して実施したある法律科目のオンデマンド動画を、法学未修者用の予習教材として利用することは考えられるであろう。その上で、リアルタイムの授業では、その視聴の成果を小テストなどで確かめ、受講者の人数にもよるが、個別指導につなげるということも考えられよう。

2 既修者認定プロセスでの活用

反転授業は、米国においてはMOOCとの連動により進歩を遂げてきたという点は第6の1で述べたとおりであるが、わが国におけるJMOOC（日本オープンオンライン教育推進協議会）⁽⁴⁰⁾を利用して、法学未修者（あるいは法学部卒業者だが社会人を経て法科大学院に入学しようという者）に対する既修者認定に利用するということが検討に値すると思われる。具体的には、いわゆる基本七法（憲法・民法・刑法・商法・民事訴訟法・刑事訴訟法・行政法）について、JMOOCと連携して法学未修者用の講義をオンラインで開講し⁽⁴¹⁾、これを受講した場合には単位を付与し、そのうえで一定の統一的要件（対面授業方式によるスクーリングの受講、単位取得のための試験のクリア及び共通到達度確認試験での一定レベルのクリアなどが、さしあたり考えられようか）によって既修者認定を行い、その後法科大学院に2年在学し、その間の司法試験合格を目指すという流れである。このような方式のメリットとしては、未修者教育に関する各法科大学院間でのばらつきの解消につながることで、オンラインでの受講（オンデマンド動画の視聴）を可能にすることで、最近とみに減少しつつある、社会人経験のある入学希望者の掘り起こしにつながると考えられること⁽⁴²⁾、法学未修者と法学部出身者（法学既修者）との学力格差の縮小が期待できることなどが挙げられよう。

(40) <https://www.jmooc.jp/>

(41) 法科大学院協会が、法学未修者教育で優れた実績を有する複数の法科大学院に授業動画の作成を委嘱し、これをJMOOCから配信することなどが考えられる。法学未修者に対し、均質でかつ高い品質（かつリーズナブルなコスト負担）の法律授業を提供することは、法曹の給源の多様化という点からも重要と考える。

(42) 多様な年齢層の多様なニーズを持った学生への教育体制の整備という観点からみた場合、多様なメディアの効果的活用を図ることは重要になってくると考える。

第8 おわりに

コロナ禍は、法学教育の場においても大きな変革をもたらしつつある。そして、このような変革の動きは、いずれかの時期にこれが収束した後も継続していくことになるのではないかと思われる。本稿は、コロナ禍の下での法学教育実践の実際について、ささやかな一例を加えようとの意図のもとに執筆を開始し、さらに、法学教育における反転授業を基軸とした授業運営のあり方や法学未修者教育の今後についても若干の検討も試みた。反転授業については、なお勉強しなければならない点が多いことは自覚しており、さらに研究と実践を積み重ねていきたい。また、様々な提言も、まだ思い付きの域を出るものではなく、的外れな点やなお検討すべき点が多々あるのではないかと思われる。忌憚のないご意見・ご批判を賜ることができれば幸いである。

最後に、オンライン授業の実践に当たっては、早稲田大学内の大学総合研究センターから提供していただいた各種コンテンツが大変有用であったこと、そこで得られた知見や各種援助によって授業内容の工夫が可能になったことを述べておきたい。また、オンライン授業等の実施にあたっては、所属する法科大学院及び法学部の先生方及び事務室職員から様々なご配慮をいただいた。そして、筆者の授業を受講した学生の皆様の協力にも深く感謝の意を表す。

【参考資料】

ブレンディッド授業の進行例

※ 実際の授業の中の一部テーマを切り取ってモデル的に示したものであり、実際の授業とは異なる。

[テーマ] (第1段階) (レジュメによる問題のアップ)

抵当権設定登記抹消登記請求訴訟において、被担保債務の残額の支払いを条件として抹消登記を命ずる判決をすることができるか。



[予習用オンデマンド] (第2段階) (レジュメの内容説明)

- ◎ 民事訴訟法の基本原理との関係で、何が問題になるのか ⇒ 申立拘束原則
- ◎ 申立拘束原則の意義・趣旨及び機能
- ◎ 申立事項に反するとはどのようなことか。
- ◎ 支払いを条件とする判決(条件付き判決)の法的性質 ⇒ 将来給付判決
- ◎ 条件付き判決と引換給付判決の相違点は何か。(民事執行法の理解も含めて)
- ◎ 将来給付判決をするための要件は何か。



[リアルタイム授業] (第3段階) (受講生との質疑応答とそのとりまとめ)

- ◎ テーマの問題について、何が問題になるのか。
- ◎ 条件付き判決をなしうるとする説の主たる根拠は、どのようなところにあるか、申立拘束原則の趣旨や機能から考えてみよ。
- ◎ 条件付き判決をなしえないとする説の主たる根拠は、どのようなところにあるか、申立拘束原則の趣旨や機能から考えてみよ。
- ◎ 皆さんは、どちらの立場を妥当と考えるか。
- ◎ 条件付き判決をなしうるとした場合、訴訟の争点は何であっても同様の結論になるか。例えば、原告が抵当権設定契約の無効を主張し、被告が

これを争っている場合にも条件付き判決をすることができるか。



[練習用課題の提示] (第4段階) (「実際に書く」機会の付与)

抵当権設定登記抹消登記請求訴訟において、被担保債務の残額の支払いを条件として抹消登記を命ずる判決をすることができるか。当該訴訟の争点が、(1) 被担保債務の残額の有無であった場合と、(2) 抵当権設定契約の有効性であった場合とに分けて論ぜよ。

※ 実際の授業では具体的事例問題の形で出題しているが、ここでは分かりやすくするため、事案を簡略化している。